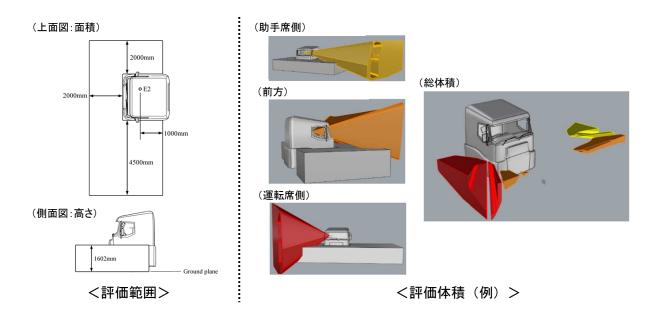
大型車の直接視界基準について(UN-R167関係)

● 適用範囲

〇 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送 の用に供する車両総重量 3.5 t 超の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪 自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。)

● 改正概要

- 〇 新たな国連協定規則として「大型車の直接視界に係る協定規則(UNR-R167)」が、 国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において合意されたことを踏まえ、 今般、同新国連協定規則を導入する国内基準の改正を行う。
- 〇 大型車の運転視界について、運転者席から『直接』視認できる近傍の視界の量(体 積)を一定以上確保できるように、運転者席を設計しなければならないこととする。



	最小体積(m³)		
	カテゴリ1※	カテゴリ2※	カテゴリ3※
運転席側体積	3. 4	_	_
前方体積	1.8	1. 0	1. 0
助手席側体積	2. 8	_	_
総体積	11. 2	8. 0	7. 0

※ 都市部走行頻度が多い車両の規定値を厳しくすることを念頭に、 車両総重量、車軸数、出力、運転席(キャブ)形状等により分類

<規定値>

● 改正時期(予定): 令和5年6月上旬

● 適用時期(予定): 【新型車】令和8年1月

【継続生産車】令和11年1月